

ヘルパーステーション カープ広島運営規程

(事業の目的)

第1条 あいりは株式会社が開設するヘルパーステーション カープ広島（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問介護、訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護等の提供に当たって、事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、通院、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション カープ広島
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町茂陰一丁目10番21号

(事業所の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する事業における介護サービス等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護の計画の作成等を行う。
サービス提供責任者は、総合事業の訪問事業責任者を兼務する。
- (3) 訪問介護員等 15名以上
訪問介護員等は、事業における介護サービス等の提供に当たる。
訪問介護員は、総合事業の生活援助員を兼務する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～日曜日までとする
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間は、24 時間体制とする。
- (4) 電話等により、24 時間常時連絡可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりにする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 事業における介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う事業における介護サービスに要した交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市中区、東区、安芸区、南区（似島、金輪町除く）安芸郡府中町、海田町、熊野町とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他研修 随時
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、あいは株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止条項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待を防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業者従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年10月1日より施行する。

この規程は、平成30年12月1日より施行する。

この規程は、平成31年2月1日より施行する。

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和元年8月1日より施行する。

この規程は、令和元年12月1日より施行する。

この規程は、令和2年3月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年3月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年9月1日より施行する。

この規程は、令和4年11月1日より施行する。

この規程は、令和5年1月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月25日より施行する。

この規定は、令和5年9月1日より施行する。

この規定は、令和6年2月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。